

(12) 家庭用カビ取り剤(塩素系)の自主基準(2001年6月01日第六次改定版)

I はじめに

近年の住宅環境を支える技術及び素材などの発展及び変化は著しく、昭和50年代のオイルショックを機に、省エネルギーの目的で窓にはアルミサッシ、壁内及び天井には断熱材が常用され、壁材には塩化ビニールクロス等が多用されるようになって来た。

これにともない住宅環境の気密性及び保温性は向上したが、その反面、壁材の呼吸性の低下等を招き、保温多湿化し、それによる悪影響も顕在化して来た。

このような環境下に於いて、壁面やタイル上等にカビなどの繁殖が多発し不快因子を誘発したため快適性を求める消費者ニーズが顕在化し、それに応えるべく「カビ取り剤・防カビ剤」などの商品が市場に出て、その便益性が認められ、多用されるようになった。

当協議会は、一般消費者の生活の用に供される「家庭用カビ取り剤・防カビ剤」について自ら有効成分、効能表示などの自主基準を定め、製品の安全性及び有効性などの品質を確保し、消費者により安全で便益の高い商品を提供し、消費者の健康と安全性の維持及び向上をはかると共に商品の信頼性及び業界の信頼性を高めるために鋭意努力するものである。

今後も住宅環境及びライフスタイルの変化等の時代の変化に対応した見直しを行ない、より信頼性のある自主基準の制定及び改定に注力する。

第一次改定の経過(1989年 6月19日、改定承認)

「家庭用カビ取り剤の自主基準」は1988年10月26日の総会で決定された。

しかし、その後1989年 1月に再度誤使用によると思われる不幸な事故が発生した。そして1989年 2月 8日に厚生及び通商産業省の両省より「家庭用洗剤及び漂白剤等による今後の事故発生の防止対策について」において表示に関し具体的指示がなされた。これを受けて、「洗剤・漂白剤等安全対策協議会」は、この通知の主旨を十分検討し、2月13日付けで「2月8日付け厚生省・通産省両省の通知の解説」が作成された。これら一連の結果をふまえて、当協議会の自主基準についても、従来の自主基準にこの主旨を十分加味したものにすべく、ここに「家庭用カビ取り剤の自主基準」を改定した。

第二次改定の経過(1990年 9月17日、改定承認)

より製品の安全性を高めるため、飛散性の面から自主基準の見直しを行ない、特に「キリ・アワの判定方法」に代わる具体的試験方法を確立し、自主基準に加えた。

第三次改定の経過(1991年 6月10日、改定承認)

1990年の兵庫県立生活科学研究所のテスト結果を真摯に受け止め、「動物製のハケ・ブラシ等での使用禁止」を表示することとした。

第四次改定の経過(1993年 6月10日、改定承認)

当自主基準は当初カビ取り剤は塩素系との認識のもとに作成されたものであった。

しかしながら、塩素系以外にも新しいタイプのカビ取り剤が市場導入されはじめたため、当自主基準は、「塩素系」のもののみを対象とすることを明確にし、非塩素系については、別途ガイドライン等を作成することとした。

また、異なるメーカーのボトルとトリガーの不適正な嵌合から生じる事故を防ぐために、「専用トリガーの使用」を表示することを義務づけた。

第五次改定の経過(1995年 5月26日、改定承認)

製造物責任法の導入に当たって、より高い安全性の確保が図れるよう表示並びに管理基準について改定した。

第六次改定の経過 (2001年6月01日、改定承認)

家庭用品品質表示法施行令(平成9年10月1日政令第309号)及び雑貨工業品品質表示規定(平成9年12月1日 通商産業省 告示第672号)の改定に伴い改定した。

II 目 的

家庭用カビ取り剤の安全性及び有効性などの品質の向上を図ることを目的とする。

III 適 用

家庭用に供される塩素系の「カビ取り剤」とする。 本自主基準適用範囲としての「カビ取り剤」の定義は「カビ取り」及び「カビを取る」を訴求している商品を対象とする。

IV 製品基準

1. 家庭用品品質表示法に基づく表示

1－1 家庭用品品質表示法により「塩素系の製品」について定められたものはこの規定を第一順位で遵守すること。

1－2 「塩素系の製品」の特別注意事項表示

別紙「塩素ガス発生試験（塩素系）」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果1.0ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

(1) 「まぜるな 危険」

(2) 「塩素系」

(3) ①酸性タイプの製品と一緒に使う（まぜる）と有害な塩素ガスが出て危険である旨

②目に入った時は、すぐに水で洗う旨

③子供の手に触れないようにする旨

④スプレー式の製品にあっては、必ず換気を良くして使用する旨

特別注意事項の表示は、容器（箱に入っているものについては箱及び容器、以下同じ）ごとに、商品名の記載のある面と同一の面の目立つ箇所に次によりすることとし、

(1)、(2)及び(3)の表示はそれぞれ隣接した位置に行なうこと。

(1) 「まぜるな 危険」の表示に際しては、枠を設け白地に「まぜるな危険」と表示すること。「まぜるな」の文字は黄色に黒の縁どりをし、28ポイント以上（製品の排除体積が210ミリリットル以下のものにあっては26.25ポイント以上）の大きさで表示することとし、「危険」の文字は赤色で、42ポイント以上（製品の排除体積が210ミリリットル以下のものにあって26.25ポイント以上）の大きさで表示すること。

(2) 「塩素系」の表示に際しては、枠を設け「塩素系」と黄系色で表示することとし、容器、ラベル等の色により「塩素系」の文字が目立たない場合は、ラベルまたは枠内の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。

文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより8ポイント以上大きくすること。

(3) ①から④までの事項の表示に際しては、枠を設け表示すること。この際、①につ

いては「酸性タイプ」及び「危険」の文字は赤系色で、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより 4ポイント以上大きくすること。

「酸性タイプ」及び「危険」以外の文字に使用する文字の大きさは、当該製品の「使用上の注意」の表示に用いる文字の大きさより 1ポイント以上大きくすること。

2. 自 主 基 準

家庭用品品質表示法に定められたものの外、洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会で定めた”統一表示”および表示・取扱説明書適性化委員会作成の「家庭用洗浄剤・漂白剤等の警告表示のあり方について」(ガイドライン)を遵守する。

2-1 安全性等に関する自主表示基準

安全性等に関する 自主表示項目	統一絵表示又は自主表示例
1. 保 管	 子供に注意
2. 換 気	 必ず換気
3. 併用不可	 酸性タイプと併用不可
4. 目に注意	 目に注意
5. マスク等の着用	ご使用の際には、マスクなどを着用すること。
6. その他	①体調のすぐれない方は使用しないこと。 ②動物製のハケ・ブラシを使用しないこと。 （注：但しペンタイプのごとく内容液を容器から出して使用する可能性の全く無いものは表示しなくてもよい。） ③ハンドスプレーは専用のものを取りつけて使用すること。

また、製造番号または記号等の必要な事項は記載すること。

2-2 内 容 物

2-2-1 有効成分と安全性

- 1) 塩素系カビ取り剤に使用出来る物質は、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム等とし、その濃度は下記に定める。

但し、他の物質については”製品規範”を遵守し、商品を市場に導入する者は自ら安全性確認を行なうこと。

濃度限界：

- ① 次亜塩素酸ナトリウムは4%以下とする。
- ② 水酸化ナトリウム及び水酸化カリウムは1%以下とする。
- ③ 但しスプレー式の製品にあっては、次亜塩素酸ナトリウムは3%以下とする。

- 2) 新規有効成分による「カビ取り剤」にあっては使用条件を十分に考慮し、下記に掲げる①、②、③等の各種試験を実施し、安全性の確認を行なうこと。

安全性試験：

- ① 急性経口毒性
- ② 皮膚刺激性試験
- ③ 眼粘膜刺激試験

2-2-2 効能効果及び安定性

- 1) 製品は、表示に記載されている標準使用方法に基づいて使用した場合、表示する有効性が認められなければならない。効能効果の実証については、製品を製造又は販売する者は効力試験方法に基づいて有効性を確認することとする。なお効力試験方法を有さない者は、別紙に定める「カビ除去試験の方法」及び「殺菌・除菌・殺カビ・防カビ試験の方法」を参考に実施すること。
- 2) 安定性については、使用者が購入した場合に上記の有効性が認められなければならない。

亦、おおよその流通期間を考慮し、一定期間経過後の商品について上記の試験方法に基づいて効能効果を確認しておくこと。

2-3 容 器

スプレータイプの容器については、消費者に安全に使用してもらえるよう飛散しにくいタイプにするため、下記の付着性試験方法（泡タイプ用、直噴射タイプ用）に基づき試験するとき、付着率は90%以上であらねばならない。なお、直噴射タイプのカビ取り剤については、製品ラベルに用途限定及び使用方法を明記し、表示上からも安全性の確保に配慮すること。

付着性試験方法

- ① スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（泡タイプ用）
- ② スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（直噴射タイプ用）

2－4 効能に関する自主表示基準

効能に関する自主表示基準は、「消費者に商品の性能以上の期待を持たせたり、消費者が間違い易い表示は排除する」という考えに立ち、「家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの公正競争規約」に準拠してまとめた。

ここに記述されていないことで判断の必要が生じた時は「同公正競争規約」に基づくものとする。

2－4－1 特定用語の使用基準

- 1) 「万能」、「万全」、「何でも」、「どんな」、「あらゆる」等、用途又は効果が万能万全であることを意味する用語は、断定的に使用することは出来ない。
- 2) 「完全」、「100パーセント」、「絶対」、「根こそぎ」、「皆無」等、全く欠けるところがないことを意味する用語は、断定的に使用することは出来ない。
- 3) 「安全」、「安心」、「無害」、「無臭」、「無公害」、「全く心配がない」、「目にしめない」、「セーフティ」等、安全性を強調する用語は、断定的に使用することは出来ない。
- 4) 「日本ではじめて」、「ナンバーワン」、「いちばん」等、優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することは出来ない。
- 5) 「最高」、「最大」、「最小」、「最少」、「最優秀」等、最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することは出来ない。
- 6) 「永久」、「いつまでも」、「不変」、「永遠」、「パーマネント」等、永久に持続することを意味する用語は使用できない。

上記1)から3)までの「断定的に使用」とは、一般消費者に誤認を生じないようにその用語の適用範囲を明確にすることなく、無条件に万能、完全、安全等を意味する用語を使用することをいう。

2－4－2 特定事項の表示基準

- 1) 品質・性能・効果等について、他の商品と比較表示する場合には、客観的・科学的事実に基づく根拠がなければならない。

- 2) 「新製品」、「新発売」の文言は、当該商品の発売後、1ヵ年を超えて使用することはできない。

2-4-3 不当表示の禁止

- 1) 客観的な根拠なしに「純粋」、「天然」等、特別の品質であるかのような表示をすること。
- 2) 「生きている・・・」、「自動・・・」等、実際にはありえぬ特別の品質・性能であるかのように表示すること。
- 3) 「手が荒れない」、「手荒れをなおす」等、性能・効果の範囲を超えて表示すること。

V 製造基準

製造に当たっては、人為的な誤りの防止、汚染及び品質低下の防止、品質の保証等に十分配慮するように努める。

1. 構造設備について

- 1) 各作業室は混同や手違いが起これぬよう、材料、器具等を所定の場所に整理すること。
- 2) ちり、粉塵等が製品に混入しないよう構造上の注意を払うこと。
- 3) 品質管理のために必要な試験室や設備を備えていること。但し、他の試験・研究機関を利用して自己の責任で試験を行なう場合はこの限りでない。

2. 管理について

- 1) 製造と品質管理責任者を指定し、責任体制を明確にすること。
- 2) 製造の仕様書（作業手順を含む）を設定し、これに沿って作業を行なうこと。
- 3) ロットの追跡が行なえるような作業を行ない、その記録を整備すること。このため、
 - イ) 製品には最小包装単位ごとにロットN0.を記入すること。
 - ロ) 各作業工程、たとえば秤量、原材料の受払い等の際に十分なチェックを行なうこと。
 - ハ) 製造工程の最終段階で品質チェックを行なうこと。
- 4) 設備、器具等を定期的に点検整備すること。
- 5) 作業員に対する教育及び訓練を十分に行なうこと。
- 6) 試験実施計画を作り、計画的に品質管理のための試験・検査を行なうこと。
- 7) 出荷後の製品の品質チェックのため、それに必要な検体を、適当な条件下で、製品の流通期間を考慮し十分な期間保存をすること。
- 8) 製品に対する苦情を含めた必要な情報を収集、記録して、製造管理及び品質管理

の改善に役立てること。

9) 記録は整備し、ロット毎に少なくとも流通開始後10年間保管すること。

10) 製造を委託する場合にあっては、委託者が製造・製品についての責任をもち、検体・記録の保管責任にあたること。

付 則：

- 1) この自主基準は1988年10月26日に決定され、1989年 4月1日より実施する。
- 2) この自主基準は平成元年 2月 8日付けの厚生省、通産省両省の通知に基づき1989年 6月19日に改定され、直ちに実施する。

また、家庭用品品質表示法の改定にともない「塩素系の製品」に新に定められることになっているものについては（添付資料 4),5) ）、この法律の施行を待たずに直ちに実施する。

- 3) この自主基準は1990年 9月17日に改定され、直ちに実施する。
- 4) この自主基準は1991年 6月10日に改定され、直ちに実施する。
- 5) この自主基準は1993年 6月10日に改定され、直ちに実施する。
- 6) この自主基準は1995年 5月26日に改定され、直ちに実施する。
- 7) この自主基準は2001年 6月01日に改定され、直ちに実施する。

参考資料

- 1) 「家庭用品品質表示法表示規定の改正に伴う業界統一表示について」
- 2) 「洗剤・石けん業における公正競争規約集」

添付資料：

- 1) 効力試験方法
 - ① 「カビ除去試験の方法」
 - ② 「殺菌・除菌・殺カビ・防カビ試験の方法」
- 2) 「付着性試験方法」
 - ① スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（泡タイプ用）
 - ② スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（直噴射タイプ用）

以 上

1) 効力試験方法

① カビ除去試験の方法

1. カビ孢子懸濁液の調整

- (1) 三角フラスコ内で滅菌処理したPDA培地に、JISに基づいた試験用カビ孢子を植えつけ、25℃で10～20日間培養する。
- (2) 滅菌処理したカビ孢子用分散液（0.85% 食塩、0.2% Triton X-100）を上記の三角フラスコ中に適当量加えた後、三角フラスコを振盪させてカビの孢子を分散液中に分散させる。
- (3) 滅菌処理したホモジナイザーを使用して、上記のカビ分散液を充分攪拌した後、滅菌脱脂綿を使用してろ過する。ろ液を滅菌処理した上記カビ孢子用分散液で、約 5×10^8 spores/mlになるように希釈調整し、これをカビ孢子懸濁液とする。

2. 汚垢板(布)の作製

- (1) 滅菌処理したブドウ糖ペプトン培地100mlに対し、カビ孢子懸濁液を1mlから10ml加え、充分に混合する。
- (2) 試験布(キャンパス布)および試験片(タイル目地用セメントを板上に塗布して作製)上に上記のカビ孢子懸濁液を均一に塗布し、温度 25℃ 湿度 95～99 %RHの条件に置いて培養する。

3. テスト方法

カビ汚垢板(布)に試験液をスプレーするか又はスポイトで垂らし、一定時間経過後水で充分すすいだ後の仕上がりを目視で比較判定する。

4. 判定

処方通りの界面活性剤と水酸化ナトリウムに、2%次亜塩素酸ナトリウムよりなる組成をコントロールとする。

3のテスト方法によりコントロールと同等又はそれ以上の白仕上りを有すること。

②殺菌・除菌・殺カビ・防カビ試験の方法

1. 殺菌効力試験

- (1) 阻止円測定法（ディスク法）
- (2) 最小生育阻止濃度（MIC）
- (3) 殺菌力試験

上記3種試験のうち、いずれか1種の方法で殺菌力の有無を測定する。

試験方法

(1) 阻止円測定法（ディスク法）

- ① あらかじめ調整した試験菌株の生理食塩水懸濁液（生菌数約 $10^5 \sim 10^8$ /ml）を滅菌シャーレ内に凝固させた一般細菌用寒天培地、又はカビ用培地上に0.1ml滴加し、寒天培地の表面上を均一に菌懸濁液で濡らす。
- ② 滅菌精製水を用いて、殺菌剤終濃度の異なる段階希釈系列サンプル溶液を浸み込ませたpaper disk（円形のもの）を菌接種寒天培地表面に密着させて培養を行う。
- ③ 培養後の菌発育阻止帯の有無および大きさにより殺菌力を判定する。

(2) 最小生育阻止濃度（MIC）

別紙の日本化学療法学会法（1980）に準拠して行う。

(3) 殺菌力試験

- ① 滅菌精製水を用いて、殺菌剤終濃度の異なる段階希釈系列サンプル溶液を作製し、滅菌した試験管に9.9mlずつ分注する。
- ② あらかじめ調整した試験菌株の生理食塩水懸濁液（生菌数 $10^5 \sim 10^8$ CFU/ml）0.1mlを加え20℃で5～10分間作用させた後、白金耳でニュートリエントブロス又はグルコースペプトン液体培地を5ml加え培養する。
- ③ 培養後、菌の発育の有無を測定して殺菌力を判定する。

<備考>

- ① 菌株は製品により標準株、あるいは製品と使用する場所から分離した菌株を用いる。
- ② 培養の条件

細菌	32℃	48時間
カビ	25℃	7日間
酵母	25℃	96時間

2. 防カビ効力試験方法

JIS Z 2911-1981（カビ抵抗性試験方法）に準拠して行なう。

但し製品によって指定された菌株以外の菌株を使用してもかまわない

3. 除菌効力試験

- ① 製品を使用した表面とブランク（未使用）の表面の一定面積（例えば10x10cm）を、滅菌済み生理食塩水で湿らした一定の大きさの滅菌ガーゼ（例8x8cm）を用いて拭き取る。
- ② このガーゼを滅菌生理食塩水10mlの入った試験管に入れてよく振盪する。
- ③ この浸出液の生菌数を衛生試験法に準じた平板混釈法にて、表面の生菌数を測定する。
- ④ 製品使用面とブランク面との生菌数により除菌率を算出する。

2) 付着試験方法

① スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（泡タイプ用）

本試験方法は塩素系のスプレー式カビ取り剤使用時における安全性を確保することを目的として制定された自主基準のIV 2－3 項「飛散しにくいタイプ（たとえば泡タイプ）」に基づく、スプレーによる薬剤の空気中への飛散性を定量的に評価する方法を規定する。

使用者の薬剤との接触の確率を低減する為に関連のある技術的尺度として、薬剤の付着性と飛散性を取り上げ検討を加えた結果、実用的且つ信頼性の高い付着率測定方法を採用した。

1. 適用範囲：

- 1) 本試験方法は、塩素系のスプレー式カビ取り剤のうち、比較的広い隙間内表面の処理を対象とする泡タイプスプレー製品の被洗浄表面への付着率試験に適用する。

（注：狭い間隙の処理を対象とした直噴射タイプについては、試験方法（直噴射タイプ）で別途定める）

2. 器具または装置及び薬剤

- 1) スプレーパネル（図－1 を参照）

パネル部 ： 3 0 X 3 0 cm

トレイ部 ： 5 cm張り出し（流出防止枠付）

流出防止枠： 枠高さは任意（図－1 では1 0 mm）

材 料 ： 塩化ビニール樹脂、アクリル樹脂等が望ましい

- 2) 直示天秤 ： 最少読み取り値が1 0 mg

3. 試験方法：

- 1) 製品3 本を無作為にサンプリングし、薬剤が定常状態で噴射されるようあらかじめトリガースプレッシャーを数回以上操作しておく。
- 2) 直示天秤の上にスプレーパネルを置き、重量（噴射前のパネル重量： g）を記録する。天秤に薬剤がかからないよう保護すること。
- 3) あらかじめ重量（噴射前の製品重量： g）を測定した製品をトリガーの先端がスプレーパネルの中心に一致し、距離が2 0 cmになる位置に置く（図－2 を参照）。
- 4) パネルに向い定常の引き圧で2 回噴射し、噴射後の製品重量（g）を記録する。
（注：試験実施者は、あらかじめトリガーを予備的に操作し、定常引き圧に習熟しておく。）
- 5) スプレー後速やかにパネルの重量（噴射後のパネル重量： g）を測定記録する。
（「速やかに」とは1 0 秒以内を意味する）

2) - ① - 2

- 6) 1 製品につき、以上の測定を3 回行い、次項に定める計算式に従って値を求め、3 製品各3 回計9 回の総平均値をもって付着率とする。

4. 付着率の算出：

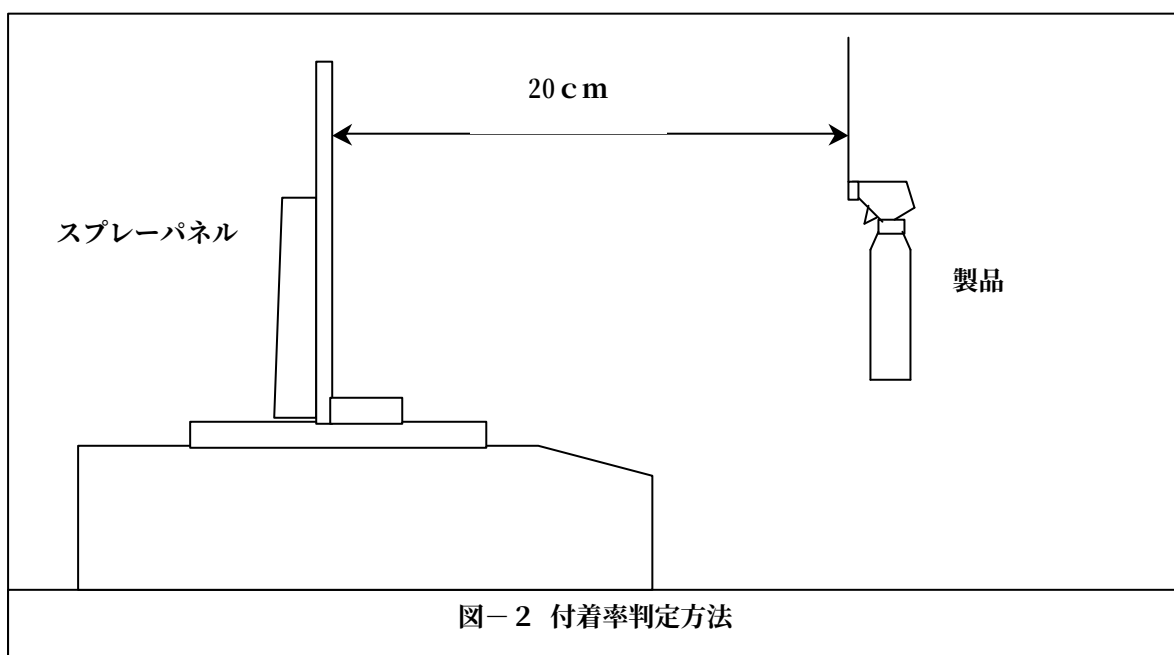
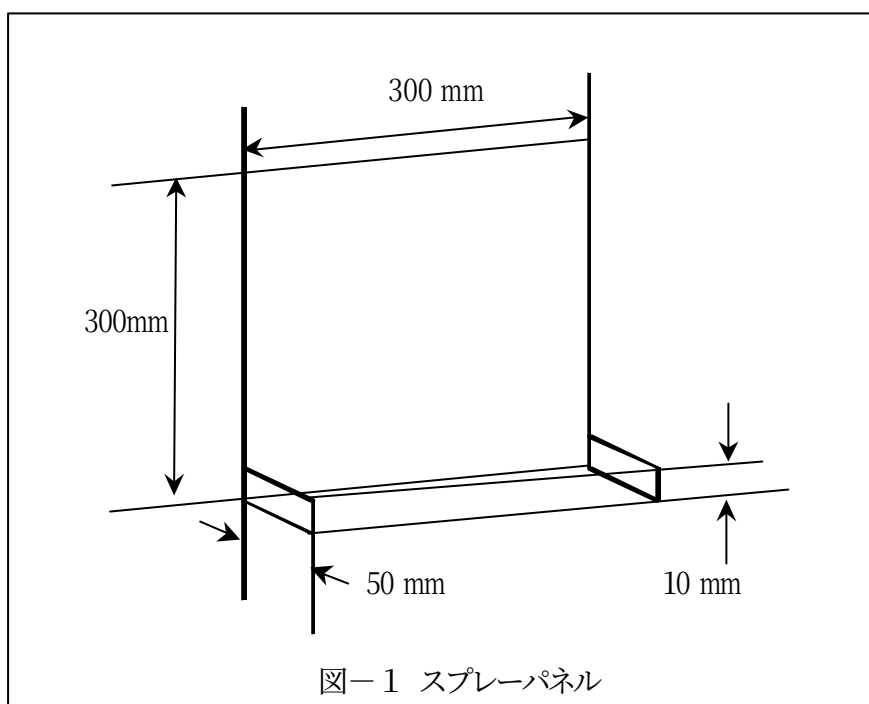
計算式

$$\text{付 着 率} = \frac{\text{噴射後のパネル重量} - \text{噴射前のパネル重量}}{\text{噴射前の製品重量} - \text{噴射後の製品重量}} \times 100$$

(%)

5. 判定基準：

総平均付着率は9 0 %以上であること。



②スプレー式カビ取り剤の付着性試験方法（直噴射タイプ用）

本試験方法は塩素系のスプレー式カビ取り剤使用時における安全性を確保することを目的として制定された自主基準のIV 2－3項「飛散しにくいタイプ（たとえば泡タイプ）」に基づく、スプレーによる薬剤の空気中への飛散性を定量的に評価する方法を規定する。

使用者の薬剤との接触の確率を低減する為に関連のある技術的尺度として、薬剤の付着性と飛散性を取り上げ検討を加えた結果、実用的且つ信頼性の高い付着率測定方法を採用した。

6. 適用範囲：

- 2) 本試験方法は、塩素系のスプレー式カビ取り剤のうち、比較的狭い隙間内表面の処理を対象とする直噴射タイプスプレー製品の被洗浄表面への付着率試験に適用する。

（注：広い表面の処理を対象とした泡タイプについては、試験方法（泡タイプ）で別途定める）

7. 器具または装置及び薬剤

- 1) 500ml ビーカー：ガラス、胴外径 x 高さ = 90mm x 120mm
- 2) 保持台：ラボジャッキ等
- 3) 直示天秤：最少読み取り値が10mg

8. 試験方法：

- 7) 製品3本を無作為にサンプリングし、薬剤が定常状態で噴射されるようあらかじめトリガースプレッシャーを数回以上操作しておく。
- 8) 保持台を設置し、水準器を用いて保持台のビーカーを置く面が水平であることを確認する。
- 9) 500ml ビーカーの重量（噴射前のビーカー重量：g）を測定して記録した後、ビーカーをにして保持台上に設置する。
但し、ビーカーの口元が保持台端より前方（製品側）になるように調整する。
- 10) あらかじめ重量（噴射前の製品重量：g）を測定した製品をトリガーの中心とビーカーの中心線とが一致し、トリガー先端とビーカーの底面の距離が30cmになるよう設置する（図－1を参照）。
- 11) ビーカーに向けて定常引き圧で2回噴射し、噴射後の製品重量（g）を測定記録する
（注：試験実施者はあらかじめトリガーを予備的に操作し、定常引き圧に習熟しておく。）
- 12) スプレー後速やかにビーカーを起し、ビーカー外壁面を紙タオル等でよく拭いた後、重量（噴射後のビーカー重量：g）を測定記録する。
（「速やかに」とは10秒以内を意味する）
- 13) 1製品につき、以上の測定を3回行い、次項に定める計算式に従って値を求め、3製品各3回計9回の総平均値をもって付着率とする。

9. 付着率の算出：

計算式

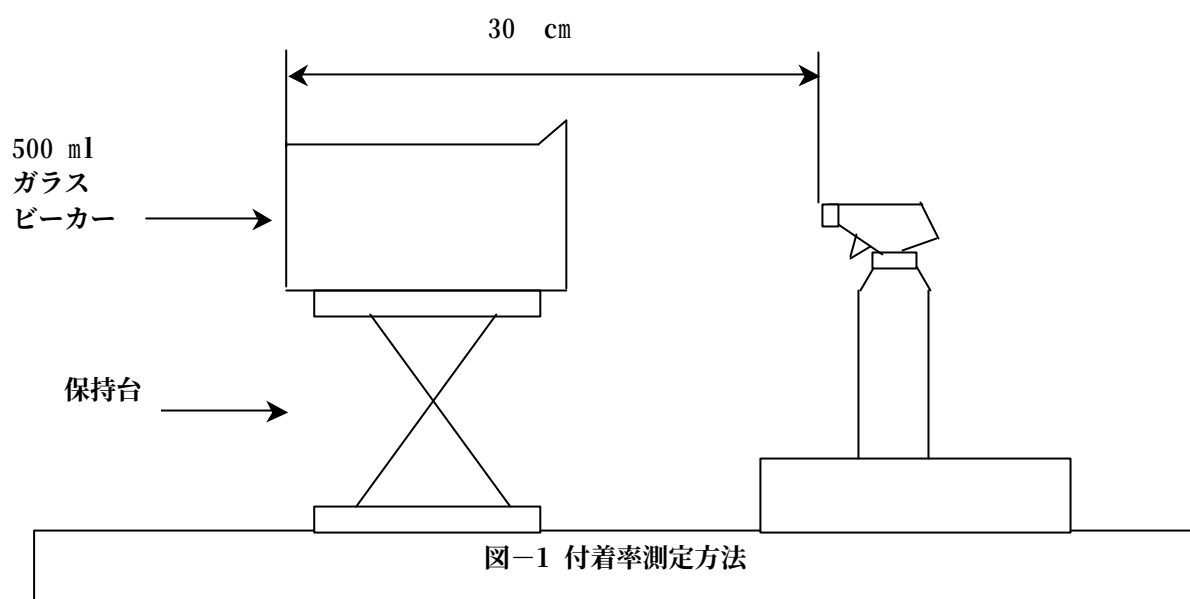
$$\text{付着率}(\%) = \frac{\text{噴射後のビーカー重量} - \text{噴射前のビーカー重量}}{\text{噴射前の製品重量} - \text{噴射後の製品重量}} \times 100$$

10. 判定基準：

総平均付着率は90%以上であること。

11. 付則：

直噴射タイプは比較的狭い隙間内表面を対象としている噴射形態の洗浄剤であり、製品ラベルには用途限定及び使用方法を明記し、表示上からも安全性の確保に配慮すること。



(13) 非塩素系カビ取り剤のガイドライン(1996年6月13日版)

はじめに

当協議会が制定している自主基準は、「家庭用カビ取り剤（塩素系）の自主基準」が唯一であり、同自主基準の制定の主旨および背景は、塩素系特有の課題、すなわち誤使用による塩素ガス発生、薬剤の過剰吸入および身体への接触等を未然に防止し安全性を確保することにあった。

更に、安全性の向上を図るとともに安全対策を徹底するため、消費者・行政及び業界団体等の協議により、同自主基準の重要な部分が「家庭用品品質表示法」に組み入れられた。雑貨工業品品質表示規定の一部が改正され洗浄剤の項に「カビ取り洗浄剤」と明記され、塩素発生試験並びに特別表示規定が制定された。

しかし、近年市場には非塩素系の製剤組成をもつ「カビ取り剤」が上市されるようになり、製造物責任法の制定および導入時期にあたって、塩素系および非塩素系共に安全性の向上を図らねばならない環境にある。

特に、非塩素系の「カビ取り剤」に安全性、効能効果等に関する基準は何ら制定されておらず、製造物責任法の施行により、安全性の確保が一段と要望されていることを厳粛に受け止め、非塩素系「カビ取り剤」についても安全対策の一環としてガイドラインを策定することにした。

(I) 適用

一般家庭生活活用に共される主として非塩素系の「カビ取り剤」とする。

尚、ここで規定する「カビ取り剤」には「家庭用品品質表示法」に基づく合成洗剤類及び洗浄剤類を含む。

(II) 製品基準：

1. 家庭用品品質表示法に基づく表示：

1-1 「家庭用品品質表示法」を第一順位で遵守すること。

1-2 「特別注意事項の表示」の遵守。

「家庭用品品質表示法」で定められた塩素ガス発生試験方法、判定基準および表示基準を準用する。

注) 試験実施の必要性については製造責任において製剤特性を充分把握した上で予見の上判断すること。

2. 自主基準

家庭用品品質表示法に定められた以外に洗浄剤・漂白剤等安全対策協議会で定められた「統一表示」及び、表示・取り扱い説明書適正化委員会作成の「家庭用洗浄剤・漂白剤等の警告表示のあり方について」（ガイドライン）の基準を満たし、さらに下記に定めた自主基準を遵守する。

2-1 安全性に関する自主表示基準

1) 塩素ガス発生に係わる表示については「家庭用品品質表示法」を遵守する。

2) 塩素ガス発生が既定値以下の場合にあっても、単独使用を強く推奨し、他の製品との混合併用禁止を表わす統一絵表示あるいは自主表示をする。

3) 薬剤特性・分類の表示

① 「カビ取り剤」の特性及び製品タイプで、下記の分類に該当するものは、消費者に容易に判るように製剤又は化学特性に基づき分類表示を行なうこと。表示法及び表示箇所については、「家庭用品品質表示法」の規定に該当するものは同法を遵守すること。

② タイプの分類

塩素系 ……塩素系化合物を主成分とする（酸化剤として）

(例：次亜塩素酸系、塩素化イソシアヌール酸系等)

酸素系 ……過酸化物を主成分とする（酸化剤として）。

（例：過酸化水素、過炭酸ソーダ等）

酸性タイプ ……鉱酸類を主成分とする。

（例：塩酸、硫酸、スルファミン酸等）

有機酸系 ……有機酸類を主成分とする。

（例：酢酸、乳酸、クエン酸、リンゴ酸等）

（注）使用時反応型の製剤にあっても製剤の主成分により分類する。

4）有害物質発生の確認

不測の有害物質発生とそれに伴う事故を未然に防止するため、製造物責任者は製剤特性に基づき、他の製剤、製品の混合・併用された時、有害物質の発生についても予見し確認試験を実施しておくこと。

（例：クロラミン、臭素ガス等）

有害物質の発生する製剤にあつては、上市の留保あるいは個別に規定を設ける等の適切な対策をとること。

（注：有害物質の発生等については情報を提供すること）

2－2 内容物：

1）安全性

①成分：

当該製品に含有される成分の化学的及び生物的安全性については、原材料のMSDS等の安全性データベース情報を活用し、十分に事前確認を行なうこと。

②製品：

製品・製剤については、下記の安全性試験等を実施し、安全性を確認する。

・急性経口毒性試験

・皮膚刺激試験

・眼粘膜刺激試験

・吸入毒性試験

（スプレー式、製剤特性により自主的に判断すること）

2）効能効果

試験方法は「家庭用カビ取り剤（塩素系）の自主基準」の付則に定められている試験方法を準用し、確認しておくこと。

2－3 容器

「家庭用カビ取り剤（塩素系）の自主基準」を準用する。

2－4 製造基準：

「家庭用カビ取り剤（塩素系）の自主基準」を準用する

(14) 家庭用カビ防止剤の自主基準（2001年6月01日改定版）

1. 自主基準の目的

消費者により安全で便益性の高い製品を提供することが業界の使命であり、かつ業界繁栄の基本であるとの考えに立ち、製品の安全性及び有効性の確保を図るために本自主基準を定める。

2. 自主基準の適用範囲

住宅・浴室・居間などの壁や天井のカビ防止を主たる目的とする家庭用に供するカビ防止剤とする。

3. 製品基準

製品の使用時の安全性確保のため、表示、成分濃度、容器等に十分配慮すること。

3－1 高圧ガス保安法等、法に定める規定の対象となる製品にあってはその規定を第一順位で遵守すること。

3－2 家庭用品品質表示法に準じて以下の表示を行うこと。

自主表示項目 : 統一絵表示、自主表示例

品 名 : 「家庭用カビ防止剤」の文字を用いて表示すること

成 分 : 有効成分は「日本薬局方」、「化粧品原料基準」、「化粧品種別許可基準」又は「食品添加物公定書」に記載されている物質であるか、若しくはその安全性が同程度に確認されたものであること。
また、表示する名称は上記国内規格にあるものについては、それらに記載されているものとする。有効成分以外の添加剤についてはその含有率が10パーセント以上のものについては、その種類の名称を示す文字を表示すること。

用 途 : 用途の表示に際しては、当該カビ防止剤による用途を適正に表示することとするほか、特に食品、食器類、衣類、ニス塗り床、おもちゃ等には適しない旨付記しなければならない。

使 用 方 法 : スプレー式にあっては、使用面迄の適切な距離を表示すること。

正 味 量 : 計量法第10～14条（特定商品の表記等）の規定によるものとする。この場合の単位は計量法に基づく法定計量単位のうち、キログラム単位、グラム単位、リットル単位又はミリリットル単位によるものとする。

使用量の目安 : スプレー式のものにあっては1平米当たりの使用量の目安を押し回数又は押し平均時間（秒）で表示すること。その他のタイプのものについては判り易い適切な方法で表示すること。

使用上の注意 : 使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を表示すること。

- ・ 幼児の手が届くところに置かないこと。
- ・ 使用のときは液が目に入らないように注意すること。
- ・ 用途外には使用しないこと。
- ・ スプレー式にあっては、吸い込んだりしないように出来るだけ換気をよくし、特に風通しのわるい所は、マスクを着用すること。
- ・ 人に向かってスプレーしないこと。

応 急 処 置 : 使用中目にしみたり、せき込んだり、あるいは気分がわるくなった時は、使用をやめてその場から離れ、洗眼、うがい等すること。
・ 皮膚にかかった場合には、石鹸でよく洗い落とすこと。
・ 万一飲み込んだり、又は目に入ったりした場合は、すぐ水で充分洗い流すなどの応急処置を行ない、医師に相談すること。

（この場合において種類及び場合に応じ、適切な応急処置の方法を具体的に表示すること）

表 示 者 : 表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所並びに又は電話番号を付記すること。

3－3 製品は表示に記載されている標準使用方法に基づいて使用した場合、表示する有効性が認められなければならない。効能効果の実証については、別紙“家庭用カビ防止剤のかび抵抗性試験方法”を参考にして有効性を確認することとする。

又、おおよその流通期間を考慮し、一定期間経過後の商品について効能効果を確認しておくこと。

3－4 容器については消費者が安全に使用できるよう配慮すること。

3－5 製品は、毒物及び劇物取締法に定める毒物又は劇物であってはならない。

4. 効能に関する自主表示基準

効能に関する自主表示基準は、「消費者に商品の性能以上の期待を持たせたり、消費者が間違い易い表示は排除する」という考えに立ち、[家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの公正競争規約]に準拠してまとめた。

ここに記述されていないことで判断の必要が生じた時は[同公正競争規約]に基づくものとする。

4-1 特定用語の使用基準

- (1) 「万能」、「万全」、「何でも」、「どんな」、「あらゆる」等、用途または効果が万能万全であることを意味する用語は、断定的に使用することは出来ない。
- (2) 「完全」、「100パーセント」、「絶対」、「根こそぎ」、「皆無」等、全く欠けるところがないことを意味する用語は、断定的に使用することは出来ない。
- (3) 「安全」、「安心」、「無害」、「無臭」、「無公害」、「全く心配がない」、「目にしみにない」、「セーフティ」等、安全性を強調する用語は、断定的に使用することは出来ない。
- (4) 「日本ではじめて」、「ナンバーワン」、「いちばん」等、優位性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することは出来ない。
- (5) 「最高」、「最大」、「最小」、「最少」、「最優秀」等、最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的数値または根拠のある場合を除き使用することは出来ない。
- (6) 「永久」、「いつまでも」、「不変」、「永遠」、「パーマネント」等、永久に持続することを意味する用語は使用できない。

上記1)から3)までの「断定的に使用」とは、一般消費者に誤認を生じないようにその用語の適用範囲を明確にすることなく、無条件に万能、完全、安全等を意味する用語を使用することをいう。

4-2 特定事項の表示基準

- (1) 品質・性能・効果等について、他の商品と比較表示する場合には、客観的・科学的事実に基づく根拠がなければならない。
- (2) 「新製品」、「新発売」の文言は、当該商品の発売後、1ヶ月を超えて使用することはできない。

4－3 不当表示の禁止

- (1) 客観的な根拠なしに「純粹」、「天然」等、特別の品質であるかのような表示をすること。
- (2) 「生きている……」、「自動……」等、実際にはありえぬ特別の品質・性能であるかのように表示すること。
- (3) 「手が荒れない」、「手荒れをなおす」等、性能・効果の範囲を超えて表示すること。

5. 製造基準

製造に当たっては、人為的な誤りの防止、汚染及び品質低下の防止、品質の保証等に十分配慮するように努める。

5－1 構造設備について

- (1) 各作業室は混同や手違いが起こらぬよう、材料、器具等を所定の場所に整理すること。
- (2) ちり、粉塵等が製品に混入しないよう構造上の注意を払うこと。
- (3) 品質管理の為に必要な試験室や設備を備えていること。但し、他の試験・研究機関を利用して自己の責任で試験を行なう場合はこの限りでない。

5－2 管理について

- (1) 製造と品質管理責任者を指定し、責任体制を明確にすること。
- (2) 製造の仕様書（作業手順を含む）を設定し、これに沿って作業を行なうこと。
- (3) ロットの追跡が行なえるような作業を行ない、その記録を整備すること。
このため
イ) 各作業行程、例えば秤量、原材料の受け払い等の際に十分なチェックを行なうこと。
ロ) 製造工程の最終段階で品質チェックを行なうこと。
- (4) 設備、器具等を定期的に点検設備すること。
- (5) 作業員に対する教育及び訓練を十分に行なうこと。
- (6) 試験実施計画を作り、計画的に品質管理のための試験・検査を行なうこと。
- (7) 出荷後の製品の品質チェックのため、それに必要な検体を、適当な条件下で、製品の流通期間を考慮し十分な期間保存をすること。
- (8) 製品に対する苦情を含めた必要な情報を収集、記録して、製造管理及び品質管理の改善に役立てること。
- (9) 記録を整備し、少なくとも3年間保管すること。
- (10) 製造を委託する場合にあたっては、委託者が製造・製品についての責任をもち、

検体・記録の保管責任にあたること。

付 則：

- (1) この自主基準は平成 2年 9月17日に決定され、平成 3年4月 1日より実施する。
- (2) この自主基準の実効性の確保については、当協議会の幹事会又は技術委員会において、試買品による調査等で確認することとする。
- (3) 自主基準の適用範囲について、例えば塗料、除湿、防虫等を主目的としてカビ防止効果も表示した製品にはこの基準を適用しない。
- (4) この自主基準は1991年 6月30日に改定され、直ちに実施する。
- (5) この自主基準は2001年6月01日に改定され、直ちに実施する。

別 紙

- (1) 表示例(エアゾール)
- (2) 家庭用カビ防止剤のかび抵抗性試験方法

以 上

(1) 表 示 例 (エアゾール)

品 名： 家庭用カビ防止剤

成 分： チアベンダゾール、エチルアルコール

用 途： 住宅、浴室、居間などの壁や天井のカビ防止用
(食品、食器類、衣服、ニス塗り床、おもちゃ等への使用は適しません)

使用方法： 使用面から15～20cm 程度離してスプレーしてください。

正 味 量： 220 ml

使用量の目安： 1 平方米当たり約 4 0 秒噴射

使用上の注意：

- ・ 幼児の手が届くところに置かないでください。
- ・ 使用のときは目に入らないように注意してください。
- ・ 出来るだけ換気をよくし、特に風通しのわるい所で使用のときはマスクを着用してください。
- ・ 人に向かってスプレーしないでください。

応急処置：

- ・ 使用中目にしみたり、せき込んだり、あるいは気分がわるくなったときは使用をやめてその場から離れ洗眼、うがい等をしてください。
- ・ 皮膚にかかった場合には、石鹸で洗い落として下さい。また、異常があればすみやかに医師に相談してください
- ・ 目に入った場合は、直ぐに水で充分に洗い流してください。また、異常があれば、すみやかに医師に相談してください。

エアゾール製品の注意事項自主表示：

- ・ 加温による破裂を防止するための注意事項
- ・ 錆による破裂を防止するための注意事項
- ・ 廃棄上の注意事項

高圧ガス保安法

- ・ 平成9年政令第20号に基づくエアゾール表示事項

XXX株式会社
〇〇県〇〇市〇〇
電話

1990 年 9 月 17 日
家庭用カビ取り・防カビ剤協議会

(2) 家庭用カビ防止剤のかび抵抗性試験方法

1. 適用範囲

この試験法は、一般家庭で用いる防かびスプレーのかび抵抗性を試験する方法である。

2. 試験に用いるかび

この試験に用いるかびの種類は、次のとおりとする。

- (1) アスペルギルス ニゲル FERM S-2
(*Aspergillus niger* van Tieghem S2)
- (2) ペニシリウム フニクロスム FERM S-6
(*Penicillium funiculosum* Thom FERM S6)
- (3) クラドスポリウム クラドスポリオイデス FERM S-8
(*Cladosporium cladosporioides* de Vrieg FERM S8)
- (4) オーレオバシジウム プルランス FERM S-9
(*Aureobasidium pullulans* Arnaud FERM S9)
- (5) グリオクラジウム ビレンス FERM S-10
(*Gliocladium virens* Miller, Giddens& Foster FERM S10)

3. 試験の準備

3-1 薬品および材料

この試験に用いる薬品および材料は、特に指定がない限り、日本工業規格に記載されている薬品および日本薬品法(第10改定)に適合するものを使用する。
培地材料は、微生物培養試験用のものを使用する。

3-2 器具および材料の殺菌方法

この試験に用いる器具および材料の殺菌方法は、JIS-Z-2911(1981)の3.2に準じて行う。

3-3 培 地

この試験に用いる平板培地は、JIS-Z-2911(1981)の3.3に準じて行う。使用する平板培地の組成は、次のとおりとする

精 製 水		1 0 0 0 ml
ぶどう糖		4 0 g
ペプトン		1 0 g
寒 天		2 5 g

3-4 孢子懸濁液の調整

JIS-Z-2911(1981)の3.4に準じた方法で保存した前2項のカビを用い、JIS-Z-2911(1981)の3.5に準じた方法で単一孢子懸濁液を調整し、100ml

の三角フラスコに、等容量ずつ採り、混合し、これを混合孢子懸濁液とする。

4. 試験方法(防かびスプレーの試験方法)

薬液の塗布法は、直径30mmの円形に切ったろ紙に薬液をスプレーし、試験片とする。
スプレーの方法は、ノズルとろ紙の間を30cmに保った状態で、1平方メートル当たりの標準使用量の10分の1の秒数をろ紙へ均一にスプレーする。

スプレーしたろ紙は、約20℃、湿度75%の室内につるして48時間放置する。

前3-3 項で調整した平板培地の培養面の中央に張り付ける。混合孢子懸濁液1mlを培地の表面と試験片の上に均等にふりかけ、ペトリーざらにふたをし、温度28±2℃に保った場所に置いて1週間培養する。

5. 試験結果の表示

培養の結果、試験片の表面に生じた菌系の発育状態を肉眼で調べる。

その表示方法は次の表のとおりとする。

試 験 結 果 の 表 示

菌 の 発 育	かび抵抗性の表示
試料又は試験片の接種した部分に菌系の発育が認められない	3
試料又は試験片の接種した部分に認められる菌系の発育部分の面積は、全面積の1/3を超えない。	2
試料又は試験片の接種した部分に認められる菌系の発育部分の面積は、全面積の1/3を超える。	1

以上